

平成25年 第20回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成25年12月19日（木）午前10時01分

場 所：教育委員会室

平成25年12月19日

東京都教育委員会第20回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第96号議案及び第97号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案外1件について

第98号議案及び第99号議案

東京都生涯学習審議会条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

第100号議案

請願に対する回答について（「東京都教育委員会請願処理規則」の一部改正を求める請願）

第101号議案

平成25年度東京都指定文化財の指定等の諮問について

第102号議案

東京都公立学校長の任命について

第103号議案

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 都立中高一貫教育校入学者決定における適性検査問題の共同作成について

(2) 都民の声（教育・文化）について【平成25年度上半期（4月～9月）】

(3) 東京都公立学校長の異動について

(4) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

| | |
|------|---------|
| 委員 長 | 木 村 孟 |
| 委 員 | 内 館 牧 子 |
| 委 員 | 竹 花 豊 |
| 委 員 | 乙 武 洋 匡 |
| 委 員 | 山 口 香 |
| 委 員 | 比留間 英 人 |

| | | |
|----------|--------------|---------|
| 事務局（説明員） | 教育長（再掲） | 比留間 英 人 |
| | 次長 | 直 原 裕 |
| | 教育監 | 高 野 敬 三 |
| | 総務部長 | 松 山 英 幸 |
| | 都立学校教育部長 | 堤 雅 史 |
| | 地域教育支援部長 | 前 田 哲 |
| | 指導部長 | 金 子 一 彦 |
| | 人事部長 | 加 藤 裕 之 |
| | 福利厚生部長 | 高 畑 崇 久 |
| | 教育政策担当部長 | 白 川 敦 |
| | 教育改革推進担当部長 | 出 張 吉 訓 |
| | 特別支援教育推進担当部長 | 廣 瀬 丈 久 |
| | 全国高校総体推進担当部長 | 鯨 岡 廣 隆 |
| | 人事企画担当部長 | 粉 川 貴 司 |
| （書 記） | 総務部教育政策課長 | 壹貫田 剛 史 |

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成25年第20回定例会を開会します。

まず、取材・傍聴関係でございます。取材につきましては、現時点で申込みはゼロでございます。個人は、合計17名からの申込みがございました。なお、プレスについては、特殊な事情がございまして、この定例会中に取材の申出があることが十分考えられますので、その時点で事務局に整理をして頂いて入室を許可するというところでよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、そのようにさせていただきます。個人の方に入室をしていただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人であります。山口委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

前々回の会議録

【委員長】 前々回11月14日開催の第18回定例会会議録であります。先日配布いたしました。御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で御承認を賜りたいと思います。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第18回定例会の会議録につきましては御承認いただいたということで取扱いをさせていただきます。

前回11月28日開催の第19回定例会会議録が机上に配布されていますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第101号議案から第103号議案までの議案並びに報告事項3及び4につきましては、人事等に関する案件

ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——そのうち第101号議案については、東京都指定文化財の指定等の諮問に係る非公開といたしますが、本件は、公になることでまだ確定していない情報が確定した情報と誤解されるといった混乱を生じさせる可能性があるため、非公開としております。来年、審議会の答申を受けて実際に指定される際に公開案件で教育委員会の議案に付議される予定であります。よろしく申し上げます。

議 案

第96号及び第97号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

【委員長】 それでは、議事に入ります。

第96号議案及び第97号議案、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について、説明を、都立学校教育部長、よろしく申し上げます。

【都立学校教育部長】 それでは、第96号議案及び第97号議案について御説明を申し上げます。東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案を依頼する議案及び東京都立学校条例施行規則の一部を改正する規則を制定する議案を付議させていただきます。

内容でございますが、記書きの1の(1)を御覧ください。条例でございます。こちらにつきましては、東京都特別支援教育推進計画に基づきまして、閉校する学校につきまして平成26年3月31日をもって廃止するものでございます。以下の2校でございます。東京都立江戸川特別支援学校及び東京都立小岩特別支援学校でございます。なお、この2校につきましては、平成26年4月1日から東京都立鹿本学園に発展的に統合するものでございます。

次に、(2)規則の一部を改正する規則でございますが、同様に特別支援教育推進計画に基づきまして、これから申し上げます学校の障害種別、課程及び学科につきまして、平成26年3月31日をもって廃止するものでございます。

江戸川特別支援学校及び小岩特別支援学校につきましては、ただいま条例で申し上げたとおりでございます。港特別支援学校につきましては、小学部、中学部につきまして、平成26年4月1日から新設いたします青山特別支援学校の方へ移行いたしますので、港特別支援学校の小学部、中学部につきまして規則から除外をするものでございます。港特別支援学校につきましては高等部普通科のみとなるということでございます。

2といたしまして、条例につきましては平成26年第1回東京都議会定例会に付議をする予定でございます。

施行期日は平成26年4月1日を予定しております。

「4 その他」では、対象となっております学校、課程の概要につきまして、別紙にお付けしてございます。議案本文につきましては、後ろの方からつづつてございます。

簡単でございますけれども、御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございますでしょうか。第98号議案、第99号議案であります。御質問等ございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件に関しては原案のとおり決定させていただきます。ありがとうございます。

第98号及び第99号議案

東京都生涯学習審議会条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

【委員長】 第98号及び第99号議案、東京都生涯学習審議会条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について、説明を、地域教育支援部長、よろしくお願ひします。

【地域教育支援部長】 それでは、第98号議案及び第99号議案につきまして、東京都生涯学習審議会条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について説明させていただきます。

東京都生涯学習審議会条例の一部を改正する条例の立案を依頼する議案、それから東京都社会教育委員の設置に関する条例施行規則を廃止する規則を制定する議案の2件を今回付議させていただくものでございます。

お手数ですが、1枚おめくりいただきまして議案説明資料を御覧ください。

今回条例を改正する理由でございますけれども、平成20年の社会教育法の改正、それから今年6月の第3次地方分権一括法による社会教育法の改正を踏まえまして、これまで類似の機能を持っておりました生涯学習審議会と社会教育委員の機能を統合して、一体化して運営するために条例を改正するものでございます。

「2 現状と経過」を御覧ください。東京都生涯学習審議会ですけれども、平成4年に第1期の審議会を設置以来、生涯学習等についての重要事項の調査審議、建議等をいただいております。

これに対しまして社会教育委員ですけれども、従前は生涯学習審議会と同じように、こういった重要事項の審議をしていたのですが、この5年、10年につきましては、社会教育関係団体の補助金交付の審議を中心に行っている状況でございます。また、委員につきましてもほぼ100パーセント生涯学習審議会の委員と兼務している状況でございます。

「(2) 経過」でございます。こういった状況の中で平成12年に都庁改革アクションプランが出まして、類似した附属機関については統合するといった方針が出されました。この方針の下で統合の可能性があったのですが、当時は社会教育法の中で、社会教育関係団体の補助金については社会教育委員の意見を聴くという規定がございまして、この二つの附属機関の一本化が法制度上不可能であったという状況でございました。それが平成20年の教育基本法の改正の時に社会教育法が改正されまして、社会教育委員を設置しない場合には、条例等の定めにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項については審議会の意見を聴けばよいという法改正がなされました。

さらに、今年6月、第3次地方分権一括法の改正による社会教育法の改正によりまして、こういった人を社会教育委員として委嘱すればいいかといった事項がこれまで法に定められていたのですが、これについても条例で定めればよいとなりまして、今回条例の改正が必要になりましたので、これを機に両附属機関を統一、一体化した

いと考えております。

右側に「機能統合の趣旨」が書いてございます。これは今御説明申し上げていますように、類似の機能を持つ二つの附属機関につきまして統合していくと。具体的には、社会教育委員の権能を生涯学習審議会に移行して、社会教育委員の機能も備えた生涯学習審議会として運用していくことを考えております。

改正の具体的な内容です。申し上げておりますように、社会教育委員の権能を生涯学習審議会の権能に追加するための関連の規定の整備を行います。

条例改正の内容としましては、①社会教育関係団体への補助金に係る審議の権能を生涯学習審議会に付加するといった改正をさせていただきます。あわせて、今回の条例改正によりまして社会教育委員の設置に関する条例も廃止し、社会教育委員については廃止するというところでございます。

案文につきましては、別添資料に議案書として提出してございます。

今後の予定ですけれども、平成26年第1回東京都議会定例会の議決を経まして、平成26年4月1日からの施行を考えてございます。

それから、この社会教育委員の設置に関する条例の廃止に伴いまして、規則も併せて廃止していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか。ただいまの説明に対しまして何か質問、御意見はございますか。

長い間、国の方でも社会教育と生涯学習の区別がなかなかつかなくて、様々な混乱を起こしていたのですが、やっとここで一本化されて、地方自治体もそれに従って動くことができるようになったということですね。よろしゅうございますか。――

〈異議なし〉――それでは、この件についても原案のとおり承認をいただいたということにさせていただきます。

報 告

(1) 都立中高一貫教育校入学者決定における適性検査問題の共同作成について

【委員長】 次に、報告事項の（１）都立中高一貫教育校入学者決定における適性検査問題の共同作成について、説明を、都立学校教育部長、よろしくお願いします。

【都立学校教育部長】 それでは、御説明をさせていただきます。

平成25年3月の教育委員会で、高等学校の一部の入学試験問題をグループ化するという事を御説明申し上げた際に、中高一貫教育校の適性検査につきましてもグループ化を検討するという旨を御報告させていただきました。このたび考え方がまとまりましたので、御報告をさせていただきます。

これまで、資料にございますとおり、都立中高一貫教育校におきましては、それぞれの学校が適性検査問題を作成してまいりましたが、平成27年度の入学者決定から、適性検査問題の質の一層の向上を図るため、共同作成した問題と各校で独自に作成した問題との組合せによりまして実施をするものでございます。

表の左側、現在の状況を御覧いただきたいと思えます。「自校作成」と書いてあるところでございます。

まず、**①**といたしまして、都立中高一貫教育校における教育につきましては、①にございますような教育理念の下に、その下の**②**にありますような各校の特色ある教育を実施しているということでございます。これによりまして、矢印右側にございますような「社会の様々な場面、分野において、人々の信頼を得てリーダーとなり得る人材を育成する」ことにいたしております。

このような考え方の下に、下の**②**にございますように、現在は適性検査を自校作成いたしております。「都立中高一貫教育校の設置理念を踏まえ、各校の特色ある教育に照らして、校長の責任の下に10校それぞれが適性検査を作成」しております。

校内体制といたしましては、校長が作成委員長となりまして、各検査につき数名の作成委員を指名しております。作成する検査は、①といたしまして的確でまとまりのある文章を書く力をみる検査、②といたしまして、課題を発見し解決する力をみる検査ということで、この①と②を組み合わせ実施をしているところでございます。

今後の見直しの考え方と具体的な方法は右にございます。「共同作成」というところを御覧いただきたいと思えます。

まず、「1 共同作成により期待される効果」でございますが、四つございます。

一つ目といたしまして、「適性検査問題の質の向上」でございます。各校で選ばれた能力の高い教員が共同作成することにより、適性検査問題の質の向上が期待できるということでございます。二つ目といたしまして、「結果分析の精度の向上」です。各校の結果分析のノウハウの集積を行うことによりまして、入学時の生徒の適性の分析の精度の向上が期待できるということでございます。三つ目といたしまして、「各校の適性検査問題作成能力の向上」でございます。共同作成委員会で得ました情報を共有することで、各校の問題作成能力の向上が期待できるということでございます。最後の四つ目といたしまして「各校の適性検査問題作成の効率化」ということでございまして、各校の問題作成を効率化することによりまして、他の教育活動の充実が期待できる、この4点を考えてございます。

具体的には2を御覧いただきたいと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、今全ての中高一貫校で実施している適性検査Ⅰ及び適性検査Ⅱにつきまして、共同作成をいたします。この中で、下にいっていただきまして大きく分けて4問ございますけれども、各校独自作成問題として1問又は2問を差し替えることができるとしたいと思っております。この差し替えの部分で各校の特色を出していくという考え方でございます。

また、適性検査Ⅲといたしまして、各校の裁量で適性検査Ⅲを実施できるようになっておりますが、この適性検査Ⅲを実施する場合には差し替えは1問以内とするということでございまして、おおむね全体の半分以上は共同作成問題、最大で半分ぐらいが各校の独自問題という形になるということでございます。

「3 作成の体制」でございますが、左側が共同作成の部分、右側が各校作成の部分でございます。共同作成委員会につきましては、このような図のように委員長、副委員長、それから部会長を設けまして、こちらが中等教育学校長から東京都教育委員会が指名することといたします。その下に具体的な作成委員を各校の校長が指名して共同作成を行ってまいります。

右側、各校作成委員会につきましては、独自問題を作成する部分でございまして、校長を委員長といたしまして、副校長が副委員長、作成委員がその下に付くという形

で、この二つの組合せによりまして平成27年度から適性検査問題を共同作成していこうと考えてございます。

御報告は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか。ただいまの説明に対しまして何か御質問、御意見ございますか。

【内館委員】 共同作成する適性検査及び各校で作成する問題は、問題1から問題3までありますけれども、例えば適性検査Ⅱは、「与えられた資料を基に、課題を発見し解決する力をみる」とは、具体的にはどういうものなんですか。

【都立学校教育部長】 具体的な問題を御覧いただくと一番よく分かると思います。例えば、今年の小石川中等の適性検査Ⅱを今手元に持っておりますけれども、地図を見ながら日本の企業の割合を見て資料の分析をすとか、そこからどのようなことが読み取れるかを生徒が考え答えていくですとか、地図の見方やそれらを組み合わせ一つの問題にいたしまして答えていくようなことを行っております。

【内館委員】 余りよく分かりませんが、適性検査Ⅰで、「与えられた文章を基に、的確でまとまりのある文章を書く力をみる」というのはどういうものなのか、後で見せてください。

【山口委員】 問題の作成については非常によろしいと思うのですが、今内館委員が言われたように、こういった内容ですと重要になってくるのは、問題ももちろん重要ですが、誰がどのように採点するかの採点力というんですか、採点の基準とか、そういったものにかかなり主観というか、採点された方の考え方が影響し、採点が難しくなってくるのかなと思うのですが、この辺りは何か現時点で案というか、問題を作った方が採点されるのとはまた違ってくるので、その辺りの意図が採点者にどのように伝わるかとか、その辺りの配慮も今後必要かと思いますが、何かございますか。

【都立学校教育部長】 詳細がもし必要でしたら担当から補足させます。先ほど効果のところでも申し上げましたとおり、今まで当然各校で問題を作成いたしまして、それを分析してということをやってまいりましたが、どうしても学校の中でしかそういうことができませんでしたものが、中高一貫校10校全体の中から共同問題を作成し

て、またそれによる効果を検証しながらやってまいりますので、検証の体制としては非常に充実してくると考えております。

【入学選抜担当課長】 作成委員の方々がそれぞれいらっしゃるわけですが、共同で作業を行っていく中で、問題の狙いでありますとか採点基準を含めまして、共通認識を図ります。ですので、直接その問題を作成していなくても作成委員の意図が伝わるように、委員会の中で調整を図っているところでございます。

【委員長】 実際に出す問題の数は多くはないが、問題そのものは数多く作ってあるのではないかと思います。それを作成委員でたたいて、いい問題と思われるものを使っているのでしょうか。作成委員の能力にもよりますけれども、私の経験から言うと、そのプロセスが一番いいと思います。そうすることによって、かなりいい問題が残ってくるということを経験していますので、そのプロセスをきちんとやるということが重要だと思います。

【内館委員】 ということは、適性検査Ⅰは、与えられた文章を読み、質問に対する確でまとまりのある文章を書く力で答えられるかどうかをみるということですね。そういうことですね。

【都立学校教育部長】 そうです。おっしゃるとおりです。

【内館委員】 それから、適性検査Ⅱは、与えられた資料を読み込み、自ら課題を発見し解決する力をみるということですね。

【都立学校教育部長】 はい、おっしゃるとおりでございます。

【教育長】 内館先生、中高一貫の場合は学力検査を課してはいけないというこの制度ができたときの縛り、制約があって、ただ、その中でダイレクトな学力検査ではないけれども、子供の持っている力をどうやって測るのかということで随分工夫してこういう問題を作っています。学校もかなり苦労しながら、学力検査が駄目だという大前提の中でこういう工夫をしています。ですから名前も適性検査という言い方をしているという事情があるというのを御理解いただければと思います。

【内館委員】 分かりました。

【乙武委員】 期待される効果の4番目に、「各校の適性検査問題作成の効率化」とあるのですが、これまでは各校がそれぞれ作成していたということで、ある意味問

題の作成者が一元化されていたと思います。これが共同作成で全て行われるのであれば確かに効率化かなと思うのですが、あくまでも共同作成がメインとなって、一部に各校で作成する問題が入るということで、作成者が二元化することになると思うのです。これは、各校の作成委員は共同作成でできた問題をあらかじめ見た上で、バランスを図りながら各校の問題を作ることになるので、かえって負担が増えたりはしないのかなと少し懸念を抱いたので、1年、2年終わった段階でそれぞれ各校に聞き取りをして、果たして本当に効率化につながったのかという検証を是非していただきたいと思います。

【都立学校教育部長】 ありがとうございます。委員おっしゃる懸念のようなことがあっては元も子ありませんので、その辺も十分検証するようにいたしたいと思います。

【委員長】 よろしゅうございますか。今の乙武委員の御意見は下から2番目の丸にも関係します。この問題については、共同作成委員会で得た情報を共有することで、各校の問題作成能力の向上が本当に期待できるのかという問題もあるので、何らかの評価軸を作って、何年か経った後にきちんと評価をしてみるということが重要ではないかと思います。是非その辺の体制作りをよろしくお願いします。

よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。それでは、この件については報告として承りました。

(2) 都民の声（教育・文化）について【平成25年度上半期（4月～9月）】

【委員長】 次へ参ります。報告事項（2）都民の声（教育・文化）について【平成25年度上半期（4月～9月）】について、説明を、総務部長、よろしく申し上げます。

【総務部長】 今年度上半期に都民から寄せられました様々な御意見等について整理をいたしましたので御報告申し上げます。

まず、1ページの都民の声でございますけれども、こちらは主にメールなどによりまして御意見をいただいているものでございます。平成25年度の上半期は2,271件と

ということでございまして、昨年同期と比べますと約600件の増となっております。
この中身につきましては後ほど御説明申し上げます。

(2) 性質別件数内訳につきましては、苦情、要望、提言、意見ということで、御覧のとおりとなっております。

2 ページは分野別に整理したものでございまして、教職員に関することが一番多く965件、次いで生徒指導に関する事となっております。実際、具体的に御覧いただいたほうが分かりやすいかと思しますので、3 ページを御覧いただきたいと思します。

まず、3 ページの一番上の「教育委員への意見について」でございまして、こちらは乙武委員のツイッターへの書き込みに関しまして様々な御意見が寄せられたものでございまして。次が体罰に関する事でございます、こちらが339件ということで、この2件を合わせますと、大体今年度上半期の増要因の主なものと言ってよろしいかと思します。

体罰の関係でございますが、「先生ばかりを締め上げて改善できるとは思いません。学校と保護者が両輪となって子供の育成に当たるべきです」、「体罰の実態についてよくぞ公表してくれたという思いです」、あるいは「プライドの高い人ほど今の子供たちに対応できていないように思します」、このような様々な意見が寄せられております。

次に、教科書の採択についてでございます。「教育委員会の特定の教科書排除の見解の議決に抗議し、撤回を求めます」ということで、実教出版の関係の教育委員会の見解について意見が寄せられております。また一方、「毅然としたご対応に感謝します」「世界共通マナーをこれからも子供たちに教えてほしいです」といった意見も寄せられてございます。

次に、国旗・国歌の関係でございます、「処分の撤回を要求します」という御意見、あるいは「国歌斉唱等、やるべきことをやり、無事に入学式が終わるように祈念している」という御意見もございました。

次に、「生徒のWEBへの不適切な書き込みについて」ですが、高校生がいたずらをして、それを写真に撮ってブログとかツイッターで流すというようなことがござい

ましたことから、それに対する指導を徹底するようという御要望が出てきております。

5 ページでございますけれども、分野別に幾つか御紹介させていただきたいと思っております。

教職員の関係でございますが、宿泊行事の活動時間帯に自身のブログを更新していた先生がいるということで、確認して指導してくださいという御意見。それから、先般麻薬所持で逮捕されたという教員がいましたが、それに対する苦情。

次に生徒指導でございますけれども、これは例年割と多いのですが、都立高校の高校生の自転車の乗り方が悪いということで、それに関する苦情。あと、宿泊防災訓練を自衛隊の駐屯地で行ったことに対する抗議でございます。

学校運営に関することで、近隣の高校の部活の練習が朝早くから行われていて、うるさくてかなわないので何とかしてほしいといった御意見が寄せられております。

次に6 ページの請願でございます。請願につきましては、提出に当たりまして住所氏名、押印ということをごちらも求めておりまして、逆にこちら都教育委員会側といたしましても結果を必ずお返しするという仕組みになっております。113件ございました。

7 ページを御覧いただきたいと思っております。まず一番上ですが、教員の労務管理についてということで、こちらは宮城県の教員の方から寄せられたものでございまして、宮城県で始業・終業時刻を記録、保存しているということで、そちらを東京都でもやってくださいという内容となっております。

それから、先ほどもありましたけれども、国旗・国歌の処分に関して原告らに謝罪すること、10・23通達の撤回、累積加重処分を行わないこと、服務事故再発防止研修を行わないことといった請願がござっております。

それから、教科書採択に関しまして先ほどの実教出版の関係でございますけれども、107件ございました。このうち103件につきましては、既に7月25日と8月22日の教育委員会におきまして御報告したものでございまして、その再掲となっております。

それから「はだしのゲン」についてでございますが、こちらは9月30日、上半期の

一番最後のぎりぎりで出されたものでございます。1件となつてございますが、本日まで11件出されてございます。こちらの御紹介してあるものにつきましては、東京都教育委員会の教育方針に反する内容が含まれているので、当該図書在教育現場から速やかに撤去することという趣旨の請願となつてございますが、一方、逆の立場からの請願も出されております。教育委員の皆様には既にこの「はだしのゲン」について閲覧していただいたところでございますけれども、これにつきましては改めて協議の場を設けさせていただきたいと考えております。

最後にその他でございますが、これは特定の区市町村の教育委員会が秘密会で行われたが、秘密会で行う正当な理由がないので、東京都教育委員会として指導してくださいといった内容でございました。

8ページでございます。「陳情等」と書いてございますが、こちらは様々な団体からの御要望を私どもの職員が窓口で実際に相對してお聞きするものでございます。若干重複するものがございますので、10ページを御覧いただきたいと思ひます。これは先ほどもございましたけれども、自衛隊駐屯地での防災訓練の中止を求めるといふ内容。それから、障害者の教育につきまして、障害のある子供の教育諸条件を改善してほしいといふことで、様々な予算に関する要望と御理解いただければよろしいかと思ひます。それから、下の方になりますけれども、特別支援教育のコーディネーターを専任の体制にしてほしいといった内容になってございます。

最後に11ページ、公益通報制度でございます。こちらは平成25年4月から弁護士窓口を設置したものでございまして、御覧のとおり平成23年度、平成24年度は内部の窓口でしたので、通報件数はゼロ件、ゼロ件ということでしたが、弁護士窓口を設置したことによりまして、上半期は合わせますと22件の通報がございました。記載してございませんが内訳を申し上げますと、体罰の関係が8件、セクハラ2件、不適切な指導、これは教員の暴言ですけれども5件、それから会計処理に関すること2件、その他4件という状況になってございます。

傾向ですけれども、学校ですとか区市町村の教育委員会に苦情を言ったけれどももちが明かないのでこちらの公益通報窓口にも併せて通報しておこうというものが多くございまして、初めて、何もそういう前兆なしにいきなりこちらの方に通報してきた

という例は極めて少なくなっています。そのような状況でございます。

報告は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの報告に対しまして何か御意見はございますか。

【乙武委員】 先ほど御報告いただいた5月のツイッターの件では、大変御迷惑をお掛けいたしました。あの件に関しましては事実と異なる点もあり、私の方でも様々な言いたいこともあるのですが、問題提起の仕方としてすごく感情に任せた稚拙なものであったために、こうした御批判をいただく結果を招いてしまったことは深く反省しております。都民の皆様、また多くの電話対応に追われてしまったであろう職員の皆様、また委員の皆様にも多大な御迷惑をおかけしてしまったことを心からおわびいたします。今後、委員としての自覚を持って、厳しく自分を戒めて、いま一度歩んでまいりたいと思います。失礼いたしました。

【竹花委員】 都民の声の件については、生徒のWEBへの不適切な書き込みについてというのが66件寄せられております。これについては当委員会でも申し上げたかと思えますけれども、WEBが子供たちにどういう影響を与えているのかということをもう少し的確につかんでみようということで、調査を含めた今後の対応の在り方を御検討いただくようお願いしたところであります。この声の欄を見ますと、被害者というよりも加害者としての行為についての御非難かと思えます。こうした件についても、併せて実態がどの程度把握できるのか、対応としてどういう対応が必要なのか、そういうことも含めて、今現在検討中のところに併せて検討するようお願いをいたしたいと存じます。それが1点目であります。

もう1点、請願に関連して、7ページの一番上の「教職員」分野で、「都立学校において、労働基準法の制度趣旨と学校関係法令を遵守した学校経営が行われるように」という声があり、これは仙台の方がおっしゃっています。これに関連して、小中学校も含めてですけれども、先生の報酬は基本的には定額が決まっています。超過勤務手当もない、ある意味では非常に変わった仕組みが取られているわけでありまして。その理由もそれなりのものがあるわけでありまして、そのことが本当に労働基準法に照らして、労働基準法の企図する先生の健康なりを守るようなものとして働くよう

になっているのか。要は、最近ブラック企業という言葉がはやりの言葉になっていますけれども、一部の教職員は非常に忙しくて、家庭も顧みることができない。それから、特に校長先生、副校長先生の中には、もうこんな仕事はやっていられないとってお辞めになったり、あるいは地位を下げてくださいと言ったりする人も少なくないという状況もある。本当に学校がブラック企業と言われるようなところになっていないのかどうかは、やはり少し僕らも関心を持って見なければならぬだろうと思うのです。

都立学校の問題もそうでありますけれども、中学校、小学校の教職員の皆さん方について、恐らく労働基準法という頭を持たずに校長先生も副校長先生も教職員も多分やっているのではないかと。こんなものだと思っているのではないかと。それは役所にも似たようなところがあるわけで、お金をもらわない残業を随分僕自身もやってきましたけれども、少しそういう点について、どういう状況かということ、法律の目で光を当ててみて考えるということも少しあってもいいのではないかと思います。具体的にこういうことをしたらどうですかということをお願いできませんけれども、事務局におかれても、少しこういう点について関心を持っていただいて、制度上の問題、運営上の問題、あるいは管理者の意識の問題等について、少し検討できるようにお願いできればと思います。

以上、これらのお願いをいたします。

【委員長】 是非よろしく申し上げます。

国の研究機関あるいは類似の機関でも労働基準法の適用はかなり厳しく行われるようになっていきます。私が所属していた機関にも立入検査が入りまして相当厳しく批判されましたので、それに沿うべく何とか合法的にやろうと大変な中努力しています。そういうことが社会慣行になっていくのではないかと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、報告事項の（２）につきましては報告として承ったということにさせていただきます。

議 案

第100号議案

請願に対する回答について（「東京都教育委員会請願処理規則」の一部改正を求める請願）

【委員長】 次は第100号議案です。請願に対する回答について（「東京都教育委員会請願処理規則」の一部改正を求める請願）について、説明を、教育政策担当部長、よろしくお願いします。

【教育政策担当部長】 それでは第100号議案、請願に対する回答について御説明申し上げます。

第100号議案資料を御覧ください。こちらで御説明いたします。議案本文につきましては、後ろに添付しておりますのでよろしくお願いいたします。

この請願は、東京都教育委員会請願処理規則の一部改正を求める請願でございます。これに対する回答を議案としたものでございます。この請願は、東京・教育の自由裁判をすすめる会外63団体と1個人から提出された請願でございます。

請願の要旨及び請願書は別紙のとおりでございます。御審議をよろしくお願いいたします。

それでは、別紙1を御覧いただきたいと存じます。右下に2ページと記載しているものでございます。まず、請願の趣旨及び理由でございますが、提出された請願の全てが教育委員長はじめ教育委員によって検討されることがないということで、この請願が適正に処理されているとはいえないということでございまして、請願が全て教育委員会の会議の場で検討されるように規則を改正していただきたいということでございます。この改正につきましては、平成14年度とは、教育委員の方々も変わっておりますので、平成14年の方針ではなく請願の処理の仕組みを見直し改善をしていただきたいというものでございます。

請願者の所在地、名称等は、後ほどお付けしておりますけれども、個人名に該当する部分は伏せてございます。また、請願書の写しは全て各委員にお届けしておりますが、文面が同一であるため、本日は資料の1通の写しを添付しておるものでござい

す。

3 ページの別紙「関係規程」を御覧いただきたいと思います。

まず、「(1) 東京都教育委員会請願処理規則」でございます。平成14年の改正前と現行と二つございますが、改正前におきましては、教育委員会におきまして請願は全て審議をされていたわけでございますが、請願の迅速な処理、会議の効率化という観点から見直したものでございます。この現行のところの最後の委任のところに、第4条でございますが、「実施について必要な事項は、教育長が別に定める」とされておりまして、一番右に「東京都教育委員会請願取扱要綱」がございます。

続きまして真ん中のところでございますが、「請願者の求める改正」でございます。網かけの部分が請願者の求める改正部分でございます。新第3条では「教育委員会は、提出された請願を教育委員会会議で審議しなければならない」とし、新第4条では「検討し」を改正して「審議し」としていただきたいというものでございます。

これに対しまして現行でございますが、「(2) 東京都教育委員会請願取扱要綱」を御覧いただきたいと存じます。これは平成14年に制定された要綱でございまして、第1の「趣旨」にございますように、請願処理規則第4条の規定に基づいたものでございます。

第2でございますが、請願につきましては総務部教育情報課が収受をいたしまして、実際に事業を担当している主管課に送付をするものでございます。

第3の一は検討しまして結果を請願者に通知するものでございますが、二にございます東京都教育委員会事案決定規程、それからその他これに類する規程におきまして、当該事案について決定権限を有する者、これは教育委員会が決定する、教育長が決定する、各部長あるいは課長が決定する、こういったものがあらかじめ定められておりますので、その者が処理をするとしておるところでございます。

第4の第1項、主管課は、事案決定規程等において、委員会決定に該当する請願につきましては、その旨を定例会で報告するというものでございます。この委員会決定でございますが、事案決定のところでございますが、東京都の教育行政の運営に関する一般方針の確定、基本的な方針、あるいは議会に付議する案件等が委員会定例会に報告すべきものということでございます。

二でございますが、多数提出されたものは別記様式により要旨を作成し、請願に代えて委員会に報告をするということでございます。

このような規定に基づきまして、現在では先ほど申し上げました請願の迅速な処理、会議の効率化という観点から、各所管課において報告をしているということでございます。

それから、先ほど申し上げました請願者の所在地、団体の場合の所在地、名称及び收受年月日等は別紙4ページ、5ページに掲げてございます。なお、個人名が特定されているところは黒塗りにさせていただいております。

6ページの別紙2は、今回の請願につきましては文言はほぼ同じでございまして、団体名、代表者名等がそれぞれ先ほどの別紙というものとなっております。

これに対します回答でございますが、別紙3に案文を付けてございます。東京都教育委員会名で各請願者に回答するものでございます。

記書きの部分から御説明いたします。「現在の東京都教育委員会請願処理規則及び東京都教育委員会請願取扱要綱は、平成14年に改正及び制定したものです。改正等の前は、教育委員会で受理した請願は全て教育委員会の会議に付議されていましたが、請願の迅速な処理及び会議の効率化という観点から見直しを行いました。この改正等の後は、東京都教育委員会事案決定規程等において、委員会決定に該当する請願（既に教育委員会で決定された基本方針等に基づく事項に請願を除く。）について、教育委員会で報告を受け、決定することとしております。また、それ以外の請願については、同要綱及び同事案決定規程等に基づき、当該請願に係る事案について決定権限を有する者が、適正に処理し、回答してまいりました。以上のことから、請願の取扱いの基本的な仕組みである同規則及び同要綱について変更する必要はないと考えています。なお、本年6月以降は、教育委員会において決定する請願以外の請願についてもその件数及び内容について年2回、定期的に教育委員会で報告を受けています」、この報告は、先ほど総務部長から御報告したとおりでございます。

このような形で回答したいという議案でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、ただいまの説

明に対しまして何か御意見、御質問はございますか。

【乙武委員】 私が就任させていただいたのは今年の2月末日なので、平成14年以前のことというのはよく分からないのですが、その改正前というのは全て教育委員会で付議されていたということなので、その当時はどれぐらい請願の迅速な処理ができていなかったのか、どれぐらいの不都合があったのかという状況をお聞かせ願えますでしょうか。

【教育政策担当部長】 教育委員会に実際に請願があったときと定例会があるときの間隔によってかなり違っておまして、具体的にどうなのかはなかなか難しいのですが、今までの状況で考えてみますと、おおむね1か月から2か月を要しておりました。これが開催日によってかなり変わってくるというところがございますけれども、それを踏まえますと、さらにそれに1、2週間かかるという状況でございました。現在では、ある程度調べますとおおむね5週間から6週間ということで、回答までに要する期間は短ければ3、4週間というところもあるのですが、まず内容を確認して、それから受け付けるということもございますので、5、6週間あれば何とか回答できているということでございますので、短縮化はできていると思っております。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましては原案のとおり承認をいただきました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

1月9日(木) 午前10時

教育委員会室

(2) 全国都道府県教育委員会連合会第3回理事会

12月20日(金) 午後2時35分

アジュール竹芝

【委員長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 今後の日程でございますが、次回定例会は来年、平成26年1月

9日木曜日、午前10時より、ここ教育委員会室で行われる予定でございます。

また、第4木曜日に当たります12月26日につきましては、現在のところ案件がございません。

なお、明日12月20日金曜日、午後2時35分より、アジュール竹芝におきまして全国都道府県教育委員会連合会第3回理事会が開催される予定でございます。

以上でございます。

【委員長】 ただいま説明がありましたとおり、12月26日は、現在のところ、議題等はない模様でありますので、この場で12月26日の教育委員会は開催しないということに決めたいと思いますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

【竹花委員】 今後の地方教育行政の在り方についてという中央教育審議会の答申が12月13日に出されております。新聞報道もあり、あるいは社説でも取り上げられたりしておりまして、今後、議論が進められていくことになる課題だと思っております。

本件については、東京都教育委員会においてもこれまで何度か話題に上りまして、中央教育審議会のこの問題についての検討会に出席している教育長に対して、東京都教育委員会としてもこういう方針であるということについてきちんと説明をしていただくようにお話もしてきたわけでありまして、最終的に出されたこの答申でありますけれども、私ども東京都教育委員会としてかくあるべしといった方向とは異なった結論になっております。別案もございまして、この別案についても必ずしも十分なものではなからうと思っております。

今日はマスメディアの方は余りおられないので、また別の機会を設けてお話を申し上げたいと思っておりますけれども、教育の性質、中立性も必要ですし、それから専門性も必要でありますし、また、非常に長いタームで物を見なければならぬということもございまして、それから、教育が学校教育だけでとどまるものではなくて、社会の様々な事柄とも関係している、あるいは家庭とも関係している、そういう幅広い問題だということもございまして。そういうことをあれこれ考えながら、今の教育制度は作られているわけでありまして。教育委員会制度もその一つでありますし、取り分け政治

的な中立性について担保する最後のとりでになっていると言ってもいいものであります。

さらに言うならば、この教育委員会制度も教育の性質上、都道府県のもので区市町村のものでありまして、それもそれぞれが独立をしていて上下関係がない。小学校、中学校については区市町村にお任せしますよという、基本的にはそういうスタンスになっている。そういういわば分権化、責任の分散を図ることで教育についての一極集中を防ごうという配慮もなされている。そういう全体としての教育の制度の在り方が非常に微妙なバランスの上に今の仕組みは成り立っているということを考えますと、今回の答申というのはそのごく一部分の教育委員会をどうするのかということだけで議論をされたということについて、限界があったのではないかと私は感じます。

本当に、子供たちを育てる上で非常に重要な小学校、中学校という教育について、本当に区市町村に委ねていいのかという議論も、僕は他方であるのではないとも思いますけれども、そうした分権化の在り方、一種の責任の分散の在り方についても本当にいろいろ議論がなされて、そういう全体の議論の中で今の教育委員会制度も議論されていくというのが基本的に教育制度の全面的な改革についての在り方であろうと思います。

もう1点指摘をしておきたいのは、今回の教育委員会制度の改革をしようという動機付けになったのは、大津市におけるいじめを巡る問題であります。あの問題について、大津市の教育委員会がよく機能しなかったがためにいじめを防げなかったということが指摘をされて、そのことが全ての教育委員会制度の改革に結び付けられて議論をなされたということがございます。

もちろん、あの問題についての大津市の教育委員会の在り方についてはそれなりの問題もあったのかもしれませんが、もしそれが主要な動機であれば、今の教育委員会制度があることでこういう具体的な問題が生じていて、それはこういう形で教育委員会制度を変えなければ解決できないのだという具体的な根拠なり説得力のある理由が必要であろうと思いますし、また、変えた結果、本当にいじめの問題についての的確な対応を取れるような仕組みになったのかどうかということについても、もう一度翻って議論をし、検討してみるべきものだろうと思います。

そういう意味で、今回の答申内容はそうした点についての議論がなされたかどうかはちょっと私もよく承知はしませんが、結論的にはそこが、既存の制度を変える上で、なぜ変えるのか、変えたらどういう問題点が生じて、どういう利点が生じるのか、そうしたしっかりとした議論、これが民主的ディベートの基礎だとマイケル・サnderは言うのですけれども、そうした議論は残念ながらされなかったのではないかと感じるところでございます。

いずれもう少しこの問題について私も勉強してみたいと思いますし、私としては、東京都教育委員会としてもこの答申についてどう考えるのかということについて議論もし、場合によって、必要があればその内容についても公表する方向で考えていただければ有り難いなと存ずるものでございます。ただ、法律を改正することが必要であります。ことに政治的中立性という問題については、ある意味では教育の憲法第9条とでも言うべきものであります。そうしたものについて、これを変えていくことについて、恐らく国会でもいろいろな議論があり得る話であるし、もし改正をするとしても、改正する側もまた相当の議論を経なければならないだろうと思います。

この答申どおりにはならないだろうなどは感じておりますけれども、ただ、私どもも傍観者でいていいものかとも感じるところでありますので、教育委員会において、できましたらこういう問題についても議論をしていただければとを感じるところでございます。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございました。

それでは、引き続きまして非公開の審議に入ります。

(午前11時2分)